

## 体育の目的論に関する研究

松浪健二<sup>1)</sup> 井上誠治<sup>2)</sup>

A study on the theory of physical education purposes

Kenji Matsunami<sup>1</sup>, Seiji Inoue<sup>2</sup>

### Abstract

In the educational setting, the environment which children participate in physical activities are as physical education classes, athletics, sports festival, and the voluntary activities in a recess. These activities are demonstrated as educational activities with their original purposes. Up to this time, the study on the theory of physical education purposes has been discussed regarding with the concepts of physical education. These concepts are generally categorized in as follows, that is so called "education of the physical," "education of sports," and "education of lifetime-sports". The concrete contents of these concepts have been reflected in the course of study, and accordingly the theory of physical education purposes has been developed in the view of physical education classes. As a result, there have been no discussions on the voluntary activities in a recess argued in relation to the purpose of physical education. As though children's participation in the voluntary activity, and their fully experiencing in the movement, is an essential purpose of physical education, the study on the theory of physical education purposes in relation to the movements involves a significant meaning. The purpose of this study is to discuss on the theory of physical education purposes in considering the voluntary activities in a recess as a place of education.

**Key words :** physical education, theory of physical education purposes, recess

キーワード：体育，目的論，休み時間

### 1. 問題の所在

学校教育の場で子どもが運動と関わる環境には、教科体育の授業、教科外での運動部活動、運動会などの体育的行事、そして休み時間などに行われる自主的な身体活動がある。教科体育の授業は、概ね学習指導要領に基づき教師の指導により計画的に実施される運動である。運動部活動は教育活動の一環として実施されてはいるが、競争性の故にスポーツ競技としての性格が強い。体育的行事は、学校行事の一環としていわば慣習的、儀式的に行われる。一方、授業や課外活動を離れて休み時間などに子どもの自由意志で行われる運動は、スポーツ的特性を持ちながらも、遊びとしての機能にその特徴がある。これらの運動形式は、それぞ

れ教育的活動として独自の目的を持って行われるものである。

従来までに体育の目的論に関する研究は、体育の概念、すなわち体育の考え方についての議論との関わりの中で展開されてきた。それらは概ね、「身体教育」「スポーツの教育」「生涯スポーツの教育」に分けられる。これらの具体的内容は、我が国において学習指導要領の変遷に反映されており、従って、体育の目的に関する議論、すなわち体育の目的論は、まさに「体育の授業」という視点から展開されてきたのである。そして課外活動については、いわゆるスポーツ論との関わりの中で、体育的行事については、学校経営という視点から議論されてきた。一方休み時間などに行われる自由な運動については、休み時間が学校教育法にも明記されていないことからわかるように、そ

1) 松山市立高浜中学校 (愛媛大学大学院教育学研究科)  
〒791-8082 愛媛県松山市梅津寺町乙52番地

2) 愛媛大学教育学部  
〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番

1. Takahama Junior High School,  
Baishinji-cho Otsu, 52 Matsuyama-shi, Ehime,

〒791-8082

2. Faculty of Education, Ehime University,  
Bunkyo-cho, 3, Matsuyama-shi, Ehime, 〒790-8577,  
Japan

れが体育の目的という議論の中で取り上げられることは皆無であった。

休み時間などに行われる運動は、学校という「教育の場」で行われるのであり、そこに教育としての機能が働いていることは当然である。体育の授業や課外活動を離れて、休み時間などに行われる遊びとしての自由な運動は、教育においてどのように位置づければよいのであろうか。小学校段階で、授業終了と同時に先を争ってグラウンドに出て運動に親しむ児童生徒の姿がよく見受けられるが、教育的制限を避けて運動それ自体を楽しむ子どもの姿を追うことは、運動の本来的な意味を考える点で極めて印象的である。

「遊びとしての教育」の場に子どもにとっての運動の本来的な目的が内在している時、「競技スポーツが魅力的であるのに対して、体育は何故つまらないのか」という疑問を投げかけつつ、体育におけるスポーツの本来的特性の復権を求める、D. シーデントップ(1994)の「スポーツの教育」論における主張は、一層重要な意味を持っている。子どもが自主的に運動を楽しむこと、すなわち子どもが運動の経験を十分に行うことが体育の本来的な目的であるとすれば、この問題は体育の目的論とも無関係ではない。その意味で、教育の「場」として、遊びやスポーツの本来的な特性が内在する休み時間などに行われる自由な運動との関わりから体育の目的論について考察することは、一定の意味を持つものと思われる。

本研究は、教育の場における遊びやスポーツの本来的特性を考慮しつつ、休み時間などに行われる自由な運動との関わりから体育の目的論について考察することを目的とする。尚、本研究は、体育及び体育の目的についての現状批判を研究の範囲とするのではなく、あくまでも休み時間などに行われる自由な運動から何う「体育の目的論」についての考察を課題としている。

## 2. 体育概念と目的論研究

体育の目的と直接的に関わる体育の概念、すなわち体育についての考え方は、「身体教育」→「スポーツの教育」→「生涯スポーツの教育」への移行の中に見ることができる。「体育」という言葉は、「physical」と「education」の2つの語の合成によるもので、アメリカでは1881年、E. Hitchcockが「A Report of Twenty Years Experience in the Department of Physical Education and Hygiene in Amherst College to the Board of Trustees.」を発表して以来、体育は、学校教育のプログラムとして一般的に認められ、「身体教育」(education of the physical)の理念で

代表されていた。(工藤, 1978)そして、体育学における身体運動の捉え方は、この「身体教育」から「身体を通しての教育」(education through the physical)という考え方への移行の中に見られる。すなわち、「身体教育」と「身体を通しての教育」という二つの考え方には、身体概念および体育の目的についての基本的に異なった捉え方が存在していた。

「身体教育」は、精神と身体を分離して捉え、体育の目的をもつばらその身体適性への貢献として捉えた。これに対して「身体を通しての教育」は、精神面の発達をも強調しながら、これまでの身体の形成にのみ力点を置く体育の目的を教育の一般目的にまで拡大した。これにより、「全体的人間」(Whole person)の教育に寄与するものとしての体育は、教育カリキュラムにおいて不可欠な教材としての位置づけを確保したのである。この過程にあって、「体育のスポーツ化」に伴う、「スポーツの教育」に関わる理論的展開が行われたことは言うまでもない。

1980年代以降、体育はいわゆる「生涯スポーツ」をその中心課題としてきた。しかし我が国と同様、アメリカでも児童・青少年の全体的な体力低下が研究報告され、特にウエルネス・ムーブメント(wellness movement)と相俟って、体育の「体力—中心カリキュラム」の再転換への動きが見られるという指摘がある。またこのことは、体力低下の原因は、単に生活習慣の変化に止まるものではなく、社会的要請として体力向上をその主なねらいとしてきた体育への不信感とも受け止められている。この問題と関連して、イギリスやアメリカでは、最近健康と体力の関係を再検討する動きがある。健康関連体力運動(health-related fitness movement)は、その中心的なものである。確かに、従来体力の向上を以って健康への貢献をその使命としてきた体育の役割は、身体や健康の捉え方への知的関心の高まりによって、変更を余儀なくされつつあるということも事実である。

さて、これらの概念が強調する体育の目的・目標は、我が国においては、学習指導要領の変遷に明確に反映されている。すなわち「体力」や「運動能力の向上」を強調する立場から、「運動へ親しませること」や「楽しさ」を大切にする立場へ、そしてそれらを取り込みつつ「生涯にわたって運動を継続的に実践すること」を強調する立場への流れである。その過程において、「体力づくり運動」「楽しい体育」「個に応じた学習」「運動の選択制」「総合的学習」などの具体的な教育実践としての課題が存在してきたことは言うまでもない。

その独自性を考慮するとき、体育は教育カリキュラ

ムにおいてどのように位置づければよいのであろうか。竹内(1991)は、「体育は音楽、国語、生活科などを含めて、他の教科とのつながりを持って、一つに統合されたものとして成立させ、全教科の基礎となるべきである」と指摘しつつ、教育における体育の教科としての独自性についての提言をしている。この主張は、体育が人間生活及び学校生活に密接に関わる必要性を示唆するものとして、現在様々な議論が行われている「総合学習」の問題とも無関係ではない。このことは、教科の枠を超えて人間の生活との関わりで体育の目的を考察する上で極めて示唆的である。

教科体育の授業や運動部活動以外に行われる身体活動として、体育的行事が挙げられる。体育的行事の原型は、古代ギリシャの葬祭競技やオリンピック競技会に求められるが、西欧、特にイギリスのように、体育の授業以外に行われるスポーツ体験を重視する伝統が学校や行政を司る風土を持ち、結果としてスポーツに大きな価値を認めている社会では、スポーツや体育の行事が人々の間に特別な意味を持って受け入れられてきた。一方我が国では体育的行事としての運動会や遠足などが学校の教育内容として、固有の意義と目標を伴いながら発展してきた。そしてこれらの体育的行事が教育課程に明確に位置づけられたのは、昭和33年の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂からである。

学習指導要領によれば、体育的行事とは「心身の健全な発達と体力の向上に資し、公正に行動し、協力して責任を果たす態度を育てることができるような活動を行うこと」であり、それは学校生活において人間としての充実感を味わうことをその基本的なねらいとしている。体育的行事との関わりから体育の目的論の新たな展開を考える上で、会田(1985)の指摘は、先の竹内の提言と同様大変重要な意味を持っている。すなわち、「体育的行事では・児童生徒たちとの溢れるばかりの生命力を、単に身体的でなく造形的、音楽的、言語的な側面のさまざまな創作活動などを媒体として、豊かに表現できるような配慮が必要であり、その意味で各教科、道徳、特別活動の三領域時には総合され、また部分的に関連づけられながら、創意工夫に満ちた創造的で総合的な教育活動として発展することもまた望まれるのである。」(p. 18-19)

### 3. 「休み時間」と体育の目的論

小学校段階で、授業終了と同時に先を争ってグラウンドに出て運動に親しむ児童生徒の姿がよく見受けられるが、教育的制限を避けて運動それ自体を楽しむ子どもの姿を追うことは、運動の本来の意味を考える点

で極めて印象的である。体育の授業や課外活動を離れて、休み時間などに行われる遊びとしての自由な運動は、教育においてどのように位置づければよいのであろうか。

授業の合間に行われる運動としては、「業間体育」が知られている。業間体育が学校教育において取り上げられたのは、昭和43年に改訂された学習指導要領の総則に「体育」の項目が設けられて以来とされている。こうした業間運動を含む体育の指導については、昭和52年に改訂された学習指導要領の総則以降も基本的な考え方は受け継がれている。授業の合間に行う運動の実施に当たって、各学校ではさまざまな工夫がなされており、多くの学校では2時間目と3時間目の業間を長く設定している。しかし業間体育は、児童・生徒の運動の必要性の認識、健康の保持増進、運動の生活化をその主な目的としていたが、業間体育が行われ始めた時期は体力づくりを強調し過ぎる傾向が強かったため、実施される運動が単なる体力づくり的なものになることが多かった。(田中, 1992)そしてこの業間体育に対する批判は、「楽しい体育」の議論へと徐々に移行していくことになる。

教育的制限を避けて、休み時間などに行われる自主的な運動は、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるための「場」として重要な意味を持っている。休憩時間については、労働基準法で、労働時間に対して一定の休憩をとることが規定されているが、一方、教科の時間については、学校教育法施行規則や学習指導要領に規定されているものの、学校での休み時間については明確な規定がなく、各学校の裁量に任されている。本研究の一環として、松山市内の小学校・中学校20校の時間割について調査した結果、小学校で第2校時と第3校時の間を20分間、昼休みを30分間、それ以外の休み時間を10分間としているところが一般的である。中学校では、授業間を10分間、昼休みを25分間としている学校がほとんどであり、従って、休み時間の設定についての学校による特徴的な差異はほとんど見られない。

また、松山市近郊の小学校5校(児童数487名)、中学校5校(生徒数498名)での休み時間に行われている運動についての調査結果では、全体的な傾向として、休み時間に自主的かつ活発な運動が行われており、体育で行う運動よりも休み時間で行う運動の方が楽しいと感じている子どもも見受けられたが、一方全員参加が前提である体育の授業で行われるスポーツ的活動を志向する者も数多く存在している。また、休み時間に行われる運動の種類については、小学校の低学年では遊具を使って遊んでいる児童が多く、中学年か

らは徐々にドッジボール、バスケットボール、ハンドベースボールなど体育の授業と同様の運動を行っている児童が多く見られた。中学校では、サッカー、バレーボール、バスケットボールなどのスポーツ的運動がほとんどであり、その他の種目は少数的であった。休み時間に行われる運動と体育の授業との違いについての調査では、小学校・中学校に共通して、休み時間に行われる運動は、1) 児童・生徒の自発的な活動、2) 仲間の選択の自由、3) 自由な活動、4) 楽しむことそれ自体を目的とする、5) 指導者の存在の有無、6) 自主的な楽しみ方が挙げられており、これらはくしくも現在の体育の授業の目的を映し出す結果となっている。この調査結果は、学習するスポーツの多様性、全員参加、定期的に行われる授業、指導者の存在、明確な目標などの特殊性を持って、体育が運動やスポーツを教育する本来的な「場」であることを逆説的に示唆するものとなった。

体育の目的論研究の新たな展開と関連して、「プレイ教育」の提唱者としても知られるD. シーデントップ(1994)は、「sport education」の概念を提示する中で「スポーツの教育」へオリンピズムを導入し展開するための具体例を提示すると共に、「教育としてのスポーツ」の中に、「文化としてのスポーツ」の特性を再認識する必要性を指摘している。(尚、シーデントップの「sport education」の概念については、すでにいくつかの研究報告がなされている。)(岡田, 1995)(岡出, 1995)(本橋, 1998)(藤岡, 1999)従来、「教育としてのスポーツ」は、スポーツの経験を教育目標達成のための手段として捉え、本来的なスポーツの特徴を教育的に制限してきた。従って「体育はスポーツを不完全な形で教えているのではないか」というD. シーデントップの主張は、生涯スポーツという社会の要請を背景に、「生涯にわたってスポーツに参加し続ける態度を養う」という体育の目的論を考察する上で多くの示唆を含んでいる。

D. シーデントップは、プレイ教育を発展的に拡大し、体育と社会におけるスポーツ文化の差異を払拭して、より真正なスポーツ経験を保障する主体的、総合的カリキュラムモデルを提示している。それは同時に、子どもの役割と責任能力の重要性を意味するが、そこでの有意味な経験こそが、スポーツの文化的認識とスポーツへの実際的参加の前提となるものである。このように「sport education」の概念は、従来までの「スポーツ教育論」とは異なり、スポーツの本来的特性を最大限に教育(体育)に取り込もうとする点で大変画期的である。

「遊び」「スポーツ」「教育」「社会」という枠組みの

中で揺れる「人間の運動」の本来性を考慮しつつ、子どもの視点から見た体育の目的、あるいは教育の「場」としての休み時間に垣間見る運動の本来的な特性からの体育の目的についての考察は、体育の目的論の新たな展開として極めて重要であろう。その意味で、「発達の論理が支配する学校教育では、遊びやさまざまな身体運動を有用性の原理で理解しようとする時、それが本来もっている生成の力と奥行きは縮減し、運動はいつも何かの手段として把握され評価されることになる」という矢野(1998)の指摘は、教育における体育の独自性を考える上で大きな課題となるであろう。運動の本来的な特性の認識と運動を十分に経験することの重要性を考える時、休み時間は極めて貴重な「時間」と「場所」である。「運動する人間」の教育を任務とする体育の目的論は、運動の本来的特性と教育的制限との狭間にあって「身体的に教育された人間」(physically educated person)の育成を目指す立場から、子どもの運動経験とそこにおける生成の経験の重要性をより深く見つめ直すことを課題としている。

#### 注) 付記

本稿は、平成11年度愛媛大学大学院教育学研究科修士課程学位取得見込論文「体育の目的論に関する研究」を要約したものである。尚、「休み時間」の調査に関してご協力いただいた、相原順治(松前町立岡田小学校)、大砂直樹(北条市立河野小学校)、大戸二郎(松山市立西中学校)、滝野真人(松山市立旭中学校)、田中祐二(重信町立重信中学校)、花山 剛(愛媛大学教育学部附属小学校)、林 伸男(北条市立北条北中学校)、山本智啓(松山市立北久米小学校)、山本麻里(松山市立久米小学校)先生方及び各小学校・中学校に厚くお礼申し上げます。

#### 参考文献

- 会田 勝(1985)。これからの体育的行事に求められるもの。学校体育38-8:12-19。
- 藤岡泰盛(1999)。「スポーツの教育」論に関する研究～D. シーデントップの主張と関連して～。愛媛大学教育学部平成10年度卒業研究。
- 石上秀雄(1972)。総則体育と行間体育。体育科教育20:2:37-39。
- 工藤英三(1978)。近年におけるアメリカの体育概念。体育学研究23-1:67-79。
- 本橋美佳(1998)。シーデントップのスポーツ教育カリキュラムの理論と実践に関する検討。スポーツ教育学研究18-1:1-10。

- 岡田等 (1995). シーデントップのスポーツ教育論  
～体育の一つのプログラムとしてのスポーツ教育モ  
デル～. 学校体育 9:62-64.
- 岡出美則 (1995). シーデントップのスポーツ教育論  
について. 愛知教育大学体育教室研究紀要 20:  
1-32
- Siedentop, Daryl (1994). Sport Education: Quality PE  
Through Positive Sport Experience. Human kinetics.
- 田中茂伸 (1992). 中学校体育実践指導全集 10 教科  
外体育. 日本教育図書センター. 10:114-124.
- 竹内敏晴 (1991). からだとこころの自在をもとめ  
て. 体育 跳ぶたのしさ・側転. シリーズ授業7:  
145-161. 岩波書店.
- 矢野智司 (1998). 非知の体験としての身体運動 一生  
成の教育人間学からの試論一. 体育の科学 40-10:  
785-789.
-